

西部総合処理センター焼却施設整備・運営事業

実施方針の公表について

西宮市は、西部総合処理センター焼却施設整備・運営事業を、直営部分と民間委託部分を複合した「ハイブリッド型直営方式」により実施することとしました。

本事業を実施するにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号／PFI 法）」第 5 条に定める手続きに準じて、実施方針を定め、公表します。

令和 7 年 1 月 9 日

西宮市長 石井 登志郎